

2009年1月28日
郵便事業株式会社

郵便事業株式会社による通関業の許可の取得

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役会長 CEO 北村 憲雄）は、平成 21 年 1 月 28 日（水）、通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）第 3 条の規定に基づき、全国 8 か所の通関交換支店（注）を営業所として、各通関交換支店の所在地を管轄する税関長からそれぞれ通関業の許可を取得しました。

これにより、郵便事業株式会社は、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）の改正に伴って国際郵便物の通関手続が変わる平成 21 年 2 月 16 日（月）から、国際郵便物の利便性の維持向上を図るため、差出人さま又は受取人さまの委任を受けて全国 8 か所の通関交換支店において国際郵便物の通関手続の代理・代行の業務（通関業）を開始します。

（注） 通関交換事務（国際郵便物を税関検査に付し、また、外国と直接交換する事務をいいます。）を取り扱う郵便事業株式会社の 8 支店（成田国際空港、東京国際、川崎港、中部国際、大阪国際、神戸、新福岡、那覇）です。

通関業の許可の取得

許可者	被許可者	通関業の営業所となる支店	通関業の許可日	営業開始日
東京税関長	郵便事業株式会社 代表取締役会長 北村 憲雄	東京国際	平成 21 年 1 月 28 日(水)	平成 21 年 2 月 16 日(月)
		成田国際空港		
横浜税関長		川崎港		
名古屋税関長		中部国際		
大阪税関長		大阪国際		
神戸税関長		神戸		
門司税関長		新福岡		
沖縄地区税関長		那覇		

○通関業法第 3 条

（通関業の許可）

第三条 通関業を営もうとする者は、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。

2～5 （略）

1 通関手続の変更の概要

国際郵便物の通関手続は、平成 21 年 2 月 16 日（月）から、関税法の改正に伴い、内容品の合計価格が 20 万円を超える郵便物を外国に送る際には差出人さまが税関に輸出申告を行い、また、課税価格（注 1）が 20 万円を超える郵便物を外国から受け取る際には受取人さまが税関に輸入申告を行い（注 2）、許可を受けることが必要になりました（注 3）。

- (注1) 課税価格とは、内容品価格に送料と保険料を加えた価格を言います。
- (注2) 寄贈物品、及び無償で貸与されるものなどで受取人さまにおいて課税価格等が不明で輸入申告が困難と認められるものを除きます。
- (注3) 現在の国際郵便物の通関手続は、税関に輸出入申告を行う必要はなく、税関職員が必要な検査を行い、関税等が課せられる郵便物にあつては税関が税額を決定し、郵便物の配達の際に支払うこととなっています。
- 20万円以下の郵便物は、平成21年2月16日(月)以降も、引き続き現在と同じ扱いとなります。

2 郵便事業株式会社による通関業の実施

郵便事業株式会社では、平成21年2月16日(月)から、通関手続の変更に対応して、国際郵便物の利便性を維持するため、差出人さま又は受取人さまから委任を受けて(注)、価格が20万円を超える郵便物の輸出入申告の通関手続を代理・代行いたします。

郵便事業株式会社が行う国際郵便物の通関手続の代理・代行に係る料金は、当分の間、無料です。

(注) 価格が20万円を超える郵便物の通関手続は、差出人さま又は受取人さまが自ら行なうことのほか、郵便事業株式会社以外の任意の通関業者に委任して行なうこともできます。

3 お客さまへのお知らせ

郵便事業株式会社は、平成20年10月16日(木)から、国際郵便物の通関手続の変更についてお客さまにお知らせしていますが、引き続き、別添「通関手続の案内用チラシ」を国際郵便物の引受窓口及び集荷先で配布し、また、外国来郵便物で関税等が課されたものに添付して配達してお知らせします。詳しい情報・お問い合わせについては郵便ホームページにも掲載しています。

【備考】関税法令の改正による国際郵便物の通関手続の見直し(平成21年2月16日(月)実施)の詳細については、税関ホームページをご参照ください。

税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/tsukan/yubin/yubin210216.htm>

『価格が20万円を超える国際郵便物の通関手続の見直しについて』

以上